

洪水時の避難確保計画 (一例)

令和4年1月1日現在

施設名

「 ○○○○○○○○○○○ 」

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を名寄市へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼 間 ・ 夜 間		休 日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間 20名	昼 間 5名	休 日 10名	休 日 3名
夜 間 5名	夜 間 2名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から以下の場所とする。

施設名	建物階数	最大浸水深
〇〇〇〇〇施設	2階	0.5m 以上～3m 未満



4 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ol style="list-style-type: none"> 1 市に洪水に関する注意報が発表 2 関係する河川（天塩川・名寄川等）の氾濫注意情報が発表 	注 意 体 制 確 立	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水予報に関する情報の収集 2 河川水位に関する情報の収集 3 使用資器材の点検・準備 4 その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・伝達要員 2 情報収集・伝達要員 3 管理・支援要員
<ol style="list-style-type: none"> 1 市に洪水に関する警報が発表 2 関係する河川（天塩川・名寄川等）の氾濫警戒情報が発表 	警 戒 体 制 確 立	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水予報・河川水位に関する情報の収集 2 緊急連絡先（保護者）への事前連絡 3 高齢者等避難が発令された場合の避難誘導準備 4 その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・伝達要員 2 避難連絡要員 3 避難支援要員
<ol style="list-style-type: none"> 1 市が避難情報を発令 2 関係する河川（天塩川・名寄川等）の氾濫危険情報が発表 	非 常 体 制 確 立	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内全体の避難誘導 2 その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導要員 2 その他要員

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ol style="list-style-type: none">1 テレビ、ラジオ2 インターネット<ul style="list-style-type: none">・ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jp/kisyojoho/・ 旭川地方気象台 https://www.jma-net.go.jp/asahikawa/3 その他
洪水予報・河川水位	<ol style="list-style-type: none">1 テレビ、ラジオ2 インターネット<ul style="list-style-type: none">・ 国土交通省 HP 「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/kawabou/ipTop Gaikyo.do・ 気象庁 HP 「洪水予報サイト」 https://www.jma.go.jp/bosai/3 その他
高齢者等避難 避難指示	<ol style="list-style-type: none">1 名寄市からの避難に関する情報 緊急速報メール、緊急告知ラジオ、 ホームページ：http://www.city.nayoro.lg.jp/ 広報車による呼びかけ、その他2 テレビ（d ボタン：避難情報）3 ラジオ（エフエムなよろ：78.8MHz）4 インターネット5 その他

(2) 情報伝達

ア 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 体制確立時、あらかじめ市と調整した事項について、市に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

ただし、避難が遅れた場合や悪天候の中の避難、夜間の避難は危険を伴うことから、屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

区 分	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	安全会館	500m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両：3台
屋内安全確保	施設2階「会議室」		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

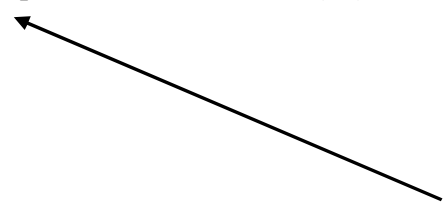
避難確保資器材一覧

区分	備蓄品
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり30×3日分） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり3食×3日分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 薬箱

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水版 <input type="checkbox"/> その他（土工具類一式、ロープ）

8 防災教育及び訓練の実施

- (1) 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年4月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 訓練の実施後、「別紙1 訓練実施結果報告書」を名寄市に提出し、訓練結果を報告する。



(4) その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月中下旬に作成する。

9 防災教育及び訓練の年間計画

水防法及び土砂災害防止法により、
避難訓練の「実施」と「報告」が義務化されています。

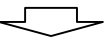
防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成 情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。	実施予定月日 (4月 1日)
--	---------------------



従業員への防災教育 ○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	実施予定月日 (4月 6日)
---	---------------------



施設利用者への防災教育 ○水害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など	実施予定月日 (4月 8日)
--	---------------------



通所施設	
情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 など	実施予定月日 (4月 27日)
保護者への引き渡し訓練 ○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など	実施予定月日 (4月 27日)

入所施設	
情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 など	実施予定月日 (4月 14日)
従業員の非常参集訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集、かかる時間の計測 など	実施予定月日 (4月 20日)

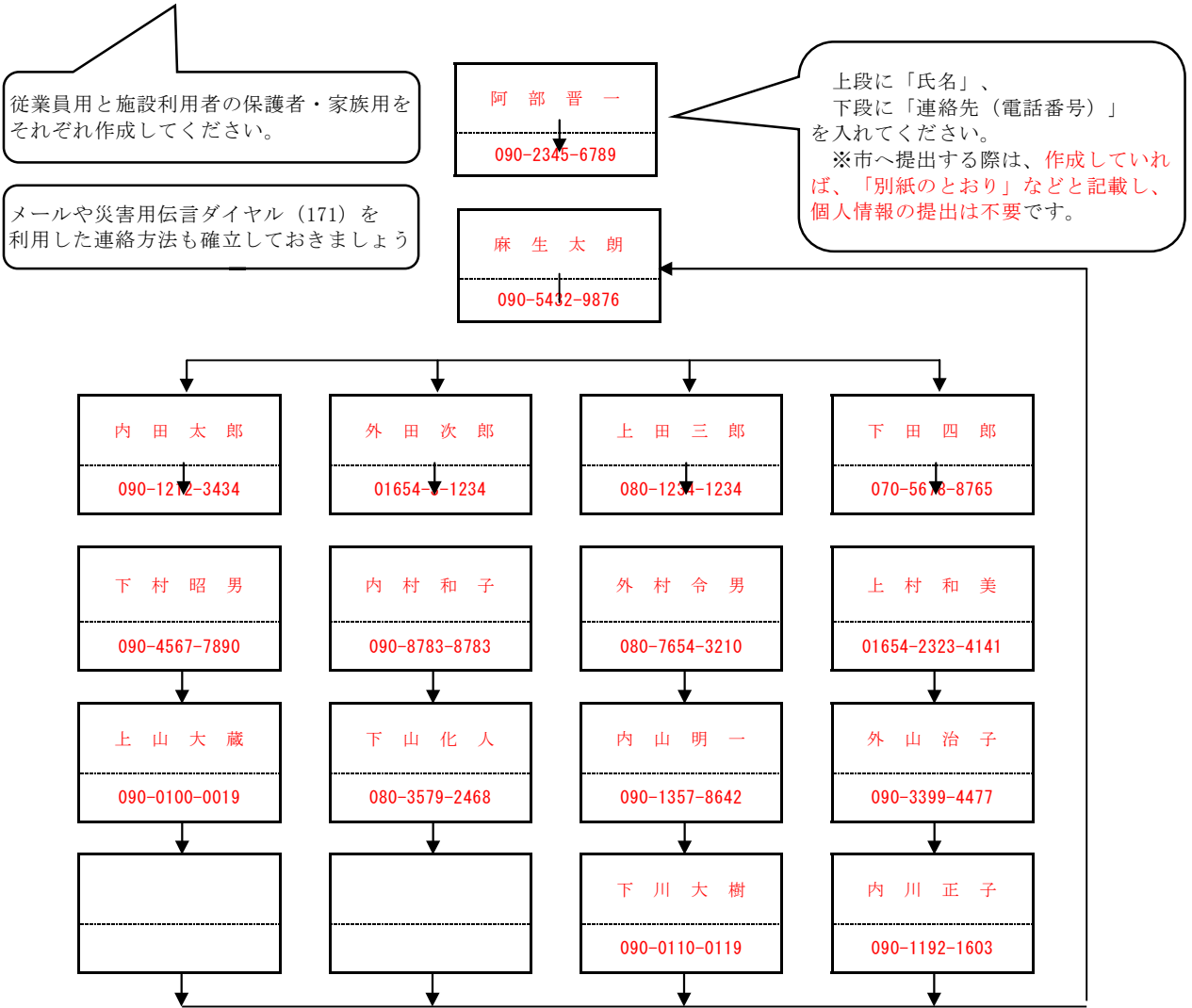


避難訓練 ○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 ○訓練の実施後、「別紙1 訓練実施結果報告書」を名寄市に提出し、訓練結果を報告	実施予定月日 (5月 1日) (6月 1日) (11月 1日)
---	--



避難確保計画の更新 避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。	実施予定月日 (3月 15日)
--	----------------------

11 緊急連絡網（従業員用）



12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市（防災担当）	防災	山田 一郎	01654-3-2111	平日 8:45～17:30	時間外当直対応
市（福祉担当）	介護	川 稲 三 郎	01654-3-2111	平日 8:45～17:30	時間外当直対応
消防署	救急		119	24時間	
避難誘導等の支援者	0区町内会	海 畑 五 郎	090-5600-1234	24時間	町内会長
医療機関	市立病院		01654-3-3101	24時間	

14 防災体制一覧表

管理権限者：阿 部		あて職で作成していただいてもかまいません。	生 大 朗)
情報収集 伝達要員	担当者	役割	
	班長：上 田 三 郎 班員：4名 ・下 田 四 郎 ・上 村 和 美 ・下 山 化 人 ・内 田 太 郎	<input type="checkbox"/> 状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集・伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡	
避難誘導 要員	担当者	役割	
	班長：下 川 大 樹 班員：6名 ・外 田 次 郎 ・上 山 大 蔵 ・下 村 昭 男 ・内 川 正 子 ・内 山 明 一 ・外 村 令 男	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認	

